大阪府

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

	慣用名	使用量(kg/年)				
政令 番号		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	使用量 合計
22	フィプロニル		2.8E-2	2.2E+0	1.7E+2	176.7
64	エトフェンプロックス	1.5E+2	4.7E+1	1.3E+2	3.9E+1	364.8
117	テブコナゾール				1.5E+1	14.6
139	トラロ外リン			1.3E+1	4.8E+0	17.8
140	フェンプロパトリン			1.8E+1		17.9
153	テトラメトリン	1.3E+3	3.3E+1	1.6E+3		2,991.6
181	ジクロロベンゼン	2.6E+3	7.1E+2			3,340.2
225	トリクロルホン		2.4E+1			24.0
248	ダイアジノン		2.2E+0			2.2
251	フェニトロチオン		5.6E+2	2.2E+1		585.2
252	フェンチオン	2.9E+1	2.2E+2	2.9E+1		273.9
256	デカン酸				2.4E-1	0.2
350	ペルメトリン	2.4E+2	1.4E+2	2.6E+2	1.4E+2	784.2
405	ほう素化合物		2.6E+0	2.2E+2	6.8E+0	231.0
427	カルバリル			1.2E+3		1,177.3
428	フェノブカルブ			7.3E+2	4.2E+2	1,153.3
457	ジクロルボス	5.2E+2	2.4E+3			2,952.1
合 計		4.9E+3	4.2E+3	4.2E+3	8.0E+2	14107.0

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫 不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等